

おしらせ information

ご厚志に心から 感謝を申し上げます

先日、太田市にお住まいの諸田日出夫様から、高山村の「環境inもつたいたい運動及び自然環境の保全と利用に関する事業」に役立てていただきたいと、「上州高山ふるさと基金（ふるさと納税）」に対して100,000円のご寄附をいただきました。

ご寄附の趣旨に添いまして大切に活用させていただきますとともに、心から感謝を申し上げますご紹介させていただきます。

ふるさと納税で

高山村を応援してくだい！

「上州高山ふるさと寄附」は、平成20年の開始から現在までに、延べ37件・総額5,613,000円のご寄附をお預かり致しました。

平成27年度から、この「上州高山ふるさと寄附」の特典をボリュームアップし、寄附金額の約5割に相当するお礼をご贈呈致します。

また、個人住民税の寄附金税額控除も倍の2割となり、この申告手続も簡素化されました。

●ふるさと納税とは…

自分が生まれ育ったふるさとや、応援した

と思う市町村に寄附を行うと、その年の所得税及び翌年度の個人住民税から控除が受けられる制度です。

●ふるさと納税の仕組みは…

寄附を行うことにより、所得税の寄附金控除と個人住民税の寄附金税額控除により、寄附のうち2,000円を超える額については、概ね個人住民税所得割の2割程度を上限として全額が控除されます。

つまり、寄附を行うことで所得税及び住民税が減税され、あたかも自分の応援したい市町村に納税したのと同じになるものです。

●「上州高山ふるさと寄附」の特典とは…

5,000円以上のご寄附をいただいた方には、そのご寄附金額の3割に相当する高山村内のほぼ全てのお店等でご利用できる「お礼券（金券）」と、2割に相当する「高山村の農産物（お米等）の特産品」を贈呈致します。

なお、お礼券と特産品の割合は、ご寄附をしていただいた方のご希望により変更することも出来ます。

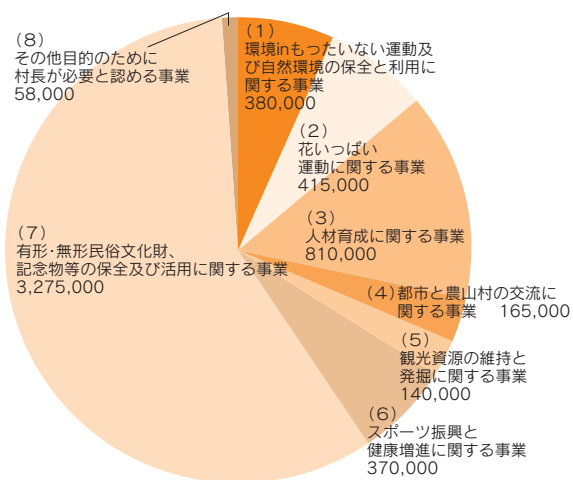
●高山村のふるさと納税「上州高山ふるさと寄附」の流れは…

- ① 「寄附申込書」の提出（寄附者）
- ② 「納入通知書」或いは、「郵便局の振替払込書」の発行（高山村）
- ③ 「寄附金」の納付（寄附者）
- ④ 「寄附金受領証明書」の発



「お礼券（金券）の見本」

ふるさと納税の使途の指定状況



行及び「お礼券（金券）」並びに「高山村の特産品」の贈呈（高山村）

⑤ 寄附をした翌年の3月15日までに、「寄附金受領証明書」により確定申告（寄附者）

※本年度から、確定申告を行わない給与所得者等につきましては、「ふるさと納税ワンストップ特例制度」により、個人住民税課税市区町村に対する寄附の控除申請を、ご寄附をしていただいた方のご希望により、高山村が行うことができます。

⑥ 寄附をした年の「所得税の還付」及び、寄附をした年の翌年度の「個人住民税の軽減」により税金の軽減（寄附者）

●詳細については…

高山村役場（総務課）☎0279・63・2111（内線11）へお問い合わせください。

社会福祉協議会 からのお知らせ



この度5月31日を以て、
林良太郎氏が会長を退任さ
れ、その後任に都筑秀雄氏
が6月1日付けで就任いた
しました。

林前会長におかれまして
は、9年余に亘り会長とし
て本会発展にご尽力いた
さしました。

お身体に気をつけて今後
の益々のご活躍をお祈りい
たします。

又、都筑新会長におかれ
ましては、村福祉の充実に
ご尽力いただきたいと思
います。

尚、事務局長も平形高夫
氏から飯塚哲也氏に交代に
なりましたので、併せてご
報告させていただきます。

今後も、当会に対しまし
て村民皆様のご高配を賜り
ますよう宜しくお願い申し
あげます。

児童扶養手当を受給している方へ 現況届のお知らせ 特別児童扶養手当を受給している方へ 所得状況届のお知らせ

「現況届」は児童扶養手当を受給して
いる方が、8月1日～8月31日までの間
に、「所得状況届」は特別児童扶養手当を
受給している方が、8月11日～9月10
日までの間に、提出していただく届出で
す。

受給者の方には、通知をいたしますの
で期日までに提出いただきますようお願い
いたします。 高山村役場 住民課

夏の県民交通安全運動が実施されました

運動期間 7月11日(土)～7月20日(月)

県内各地で夏の県民交通安全運動が実施されました。
吾妻警察署管内3町村でも『交通安全運動呼びかけ自
動車広報』・『すべての座席のシートベルトとチャイル
ドシートの正しい着用の徹底呼びかけキャンペーン』・
管内事業所職員の方々を対象にした『自動車日常点検
講習会』が行われました。

※群馬県警察本部交通
部交通企画課と群馬県
交通安全協会では、交
通安全ビデオ・DVD
をお貸ししています。
利用希望の方は、役場
総務課までお問い合わせ
ください。

☎63・2111



高齢者の運転免許証自主返納をされる方へ～以下の支援が申請により受けられます～

1 対象者

平成23年4月1日以降に免許証を自主返納(全部
取消し)した高山村に住民登録・外国人登録してい
る65歳以上の方

2 支援内容

下記の回数券①②③のいずれか1つと④⑤の支援
が受けられます。

- ①中山本宿から沼田市方面行き
敬老パスカード 3,000円券(1枚4,350円分)10枚
- ②中山本宿から東吾妻町方面行き
老人特殊回数券 3,000円券(1枚4,500円分)10枚
- ③助成金 30,000円
- ④運転経歴証明書の交付手数料を助成(後日指定口
座に振込)
- ⑤住民基本台帳カード(写真付き)の交付手数料を助成
※住民基本台帳カードは住民基本台帳に登録されて
いる方へ交付される公的な証明書です。

3 申請先

- 上記①②③④ 高山村役場 総務課
- ⑤ 同上 住民課

※運転免許証の返納手続き先は、警察署になります。

4 申請の際に必要なもの

- ①運転経歴証明書交付手数料助成及び回数券等交付
申請書(役場にあります)
- ②申請による運転免許の取消通知書及び返納した自
動車運転免許証
- ③運転経歴証明書交付手数料(1,000円)の群馬県証
紙を購入した際の領収書
- ④本人名義の通帳(運転経歴証明書交付手数料を振込ます)
- ⑤印鑑

5 注意事項

- ・支援が受けられるのは、自主返納した時のみ1回
限りです。
- ・回数券の払い戻しはできません。

問い合わせ 高山村役場 総務課 ☎63-2111 直通☎0279-26-7942

介護保険サービス利用の費用負担における 制度変更について（平成27年8月1日～）

○一定以上の所得がある方は介護サービスを利用した時の負担割合が1割から2割になります。

介護サービスを利用する場合には、費用の一定割合を利用者の方にご負担いただいておりますが、これまでは所得にかかわらず一律にサービス費の1割としていました。しかし、介護保険制度を持続可能なものとするため、65歳以上の方（第1号被保険者）のうち、一定以上の所得がある方にはサービス費の2割をご負担いただくこととなります。

2割負担になるのは65歳以上の方で、年間の合計所得金額^{※1}が160万円以上の方です（単身で年金収入のみの場合、年収280万円以上）。

ただし、合計所得金額^{※1}が160万円以上であっても、実際の収入が280万円に満たないケースや65歳以上の方が2人以上いる世帯で収入が低いケースがあることを考慮し、**世帯の65歳以上の方の「年金収入とその他の合計所得金額^{※2}」の合計が単身で280万円、2人以上の世帯で346万円未満の場合は1割負担になります。**

※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。

※2「その他の合計所得金額」とは、合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

2割負担の判定をされた方は、平成27年8月1日以降にサービスをご利用されたときから費用の2割を負担することになります。ただし、月々の利用者負担には上限があり、上限を超えた分は高額介護サービス費が支給されますので、全ての方の負担が2倍になるわけではありません。

要介護・要支援認定を受けた方は、毎年6～7月頃に、利用者負担が1割の方も2割の方も、村から負担割合が記された証（負担割合証）が交付されます。この**負担割合証を介護保険被保険者証と一緒に保管し、介護サービスを利用するときは、必ず2枚一緒に介護サービス事業者や介護施設にご提出ください。**

○食費・部屋代の負担軽減を受けられる方が、非課税世帯のなかでも預貯金等の少ない方に限定されます。

介護保険施設への入所利用やショートステイを利用する方の食費・部屋代については、ご本人による負担が原則ですが、低所得の方で事前に申請された方には負担軽減を行っています。今後は在宅で暮らす方や保険料を負担する方との公平性を更に高めるため、食費・部屋代については、

一定額以上の預貯金等の資産をお持ちの方等にはご自身でご負担いただくよう、基準の見直しを行います。

これまでは、負担軽減の申請をいただいた後、本人及び同一世帯の方の前年の所得を基に対象となるか判断していましたが、平成27年8月からは、**以下の取扱いを追加します。**

①配偶者が市区町村民税を課税されているかどうかを確認し、課税されている場合には負担軽減の対象外とする（世帯が同じかどうかは問わない）

②預貯金等の金額を確認し、次の基準額を超える場合には負担軽減の対象外とする

配偶者がいる方：合計2,000万円

配偶者がいない方：1,000万円

なお、①または②に該当して負担軽減の対象外となった方でも、その後該当しなくなった場合には、その時点から申請すれば負担軽減の対象となります。

預貯金等に含まれるものは以下のとおりです（資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なものが対象）。

※申請に当たっては通帳の写し等の提出をお願いします。

- ・預貯金（普通・定期）
- ・有価証券（株式・国債・地方債・社債など）
- ・投資信託
- ・金・銀（積立購入を含む）など、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- ・タンス預金（現金）

※預貯金等に含まれないもの

- ・生命保険、自動車、腕時計、宝石など時価評価額の把握が難しい貴金属など
- ・絵画、骨董品、家財など

村は必要に応じて銀行等に口座情報の照会を行います。

また、**不正に負担軽減を受けた場合には、それまでに受けた負担軽減額に加え最大2倍の加算金（負担軽減額と併せ最大3倍の額）の納付を求めることがあります。**

なお、次の要件の全てに該当する第4段階の方は、申請することで第3段階の負担軽減を受けることができます。

- ・2人以上の世帯の方
- ・世帯の年間収入から施設の利用者負担（介護サービスの利用者負担、食費・部屋代）の見込額を除いた額が80万円以下
- ・世帯の現金、預貯金等の額が合計450万円以下 等

ご不明な点については高山村役場住民課の介護担当までお問い合わせください。☎63-2111（内線62）

高山村プレミアム付商品券 (6,000円分の商品券を5,000円で販売)

高山村では、「高山村プレミアム付商品券(プレミアム率20%)」を販売しています。
村内事業者・店舗の皆様のご協力により、現在50店舗で商品券のご利用ができます。
売り切れ次第終了となりますので、購入希望の方は役場地域振興課までお問い合わせください。

●購入方法等

【販売場所】 役場 地域振興課窓口

【販売期間】 平成27年12月25日(金)まで(売り切れ次第終了)

午前8時30分～午後3時(土日祝日除く)

※本人確認のため身分証明書(運転免許証、保険証、住基カード等)の確認をさせていただきます。

※同一世帯にお住まいの方のみ、代理購入が可能です。

【購入対象者】 平成27年4月1日現在で18歳以上の村内在住の方

【販売額】 1組5,000円(500円券×12枚綴り)

【購入限度数】 お1人様20組(10万円)まで

●ご利用上の注意

- ・お会計前に、商品券を使用する旨をお知らせください。
- ・商品券はセット販売ですので、ばら売りはしません。
- ・商品券の有効期間は、平成27年12月31日(木)までとなります。
- ・有効期間後は無効です。また、買い戻しはできません。
- ・釣り銭は支払われません。
- ・発行者印、番号のないものは無効とします。
- ・盗難、紛失又は滅失等に対して発行者は責任を負いません。

●ご利用できない商品等

- ・商品券、図書券、ビール券、切手、印紙、プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- ・現金との換金、金融機関・電子マネーカード等への入金
- ・国、地方公共団体や公共料金等の支払い
- ・出資、債務支払、仕入等の事業資金
- ・その他、取扱店が指定するもの

●抽選会実施

販売期間終了後に商品券表紙記載のナンバーを使って抽選会をします。残った表紙は大切に保管しておいてください。

●商品券取扱店

建設業	卸売業、小売業	宿泊業、飲食サービス業	不動産業、物品賃貸業
(株)飯塚土木 (株)須藤工務店 (株)若月工務店 (有)OHKI (有)田村創建 (有)林建設 荒木塗装 小野建築 後藤建築 高山電機設備(株) 高橋班 田村建築 林 瓦店 深石電気工事	あがつま農業協同組合A-COOP高山店 倉田酒、食料品店 小平精肉店 セブン-イレブン群馬高山中山店 高山給油所 (JA全農ぐんま) 高山自動車 テックおおしま 手づくりの店 こすもす	食事処 扇屋 セミナーハウス高山 そば進 月夜野庭 弁当・惣菜 からあげ日和 楽楽 レストラン・アラゴン	中澤不動産 中屋椎茸
			サービス業 (有)山田商事 いぶきの湯 群馬県立ぐんま天文台(売店) 高山運輸倉庫(株) 道の駅「中山盆地」 みどりの村キャンプ場 ロックハート城
	製造業 中屋椎茸 丸勝商店 渡辺商店 割田商店	生活関連サービス業、娯楽業 関越ゴルフクラブ 中山コース 高山クリーニング 美容室 ミント ヘアーズ サイトウ ヤスヨ美容室 理容 はずみ 理容 ほしの	※商品券でご利用できない商品等もございますので、お会計前に、商品券を使用する旨をお知らせいただき、ご利用できるか確認してください。
運輸業 高山運輸倉庫(株)	唐澤豊店 八祥堂(ハツショウドウ)		

《問い合わせ》 役場地域振興課 ☎63-2111(内線24)

『農業用ハウス』で作物を栽培する農家さんへお知らせ

昨年2月の大雪や6月に前橋・伊勢崎市で発生した突風・ひょうなど、近年農業用ハウスに被害をもたらす自然災害が多発しています。

このような自然災害に備えるため、農業共済の園芸施設共済(掛金の半額は国が負担)の加入をお願いします。

また、園芸施設共済は、本年2月より補償内容が拡充されました。

補償内容・掛金等については農業用ハウスの大きさやタイプによって変わりますので、詳しくは農業共済へお問い合わせください。

●加入できる農家

農作物の栽培を目的とした園芸施設(ガラス室・鉄骨ハウ

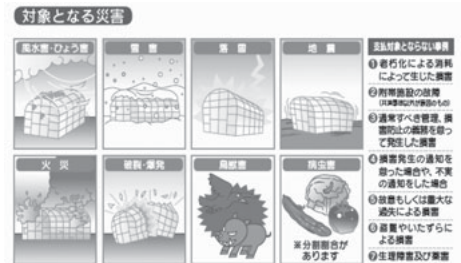
ス・パイプハウス・雨よけハウス・多目的ネットハウス)の設置面積が2アール以上(ガラス室は1アール以上)の農家

●問い合わせ 群馬県農業共済組合北部グループ・中之条支所

住所
吾妻郡中之条町伊勢町
1003-10

電話
0279-75-2005

FAX
0279-75-2559



「新たな農業経営指標」について

農林水産省がインターネット上に開設した経営改善実践システムを使って、ご自身の農業経営の現状把握と改善を試みませんか。このシステムは、同省が平成24年度に「新たな農業経営指標」を策定し、農家の皆さんが自己チェックをするためのツールとして供用されています。

農業を営む方は、どなたでもご利用になれます。経営状態をチェックし、経営方針を検討するうえでの参考にしてください。特に認定農業者を目指す方や認定を受けられた方は是非ご利用ください。

【利用方法】

①農林水産省の「新たな農業経営指標」のウェブページ (<http://www.maff.go.jp/j/ninaite/shihyo.html>) にアクセ

スし、「経営改善実践システム」をクリックします。

②基本情報を登録し、ID、パスワードを取得します。

③ログインして取り組みの自己チェックと経営データ(労働力、農地、生産・販売、財務)を入力し、評価結果シートを作成します。評価結果シートでは、技術水準や財務状況等の各種項目について、同じ営農類型の全国の農家や篤農家と呼ばれるような上位20%の農家の平均値が示される等、ご自分の経営が健全であるかを評価できるようになっております。

詳しくは、上記ウェブページにてご確認ください。

【問い合わせ】

高山村役場農政課 ☎63-2111(内線54)

農作業中の熱中症対策について

夏場等の暑熱環境下での作業は、熱中症を生じる恐れがあるので、次の事項に注意してください。

熱中症の予防は、水分をとることと、体温の上昇を抑えることが基本です。また、次第に気温が上がってきた時の日々の体調管理は極めて重要です。高血圧症・糖尿病等の持病や、睡眠不足・前日の飲酒・朝食の未摂取等は熱中症の発生に影響を与えます。農作業中の熱中症による死亡事故は、7・8月に70~80代の方が1人で屋外作業を行うときに集中して発生しています。そのような状況で作業を行うときは、特に注意するようにしてください。

- 1 日中の気温の高い時間帯を外して作業を行ってください。
- 2 休憩をこまめにとり、作業時間を短くするようにしてください。10時と15時の休憩だけでなく、暑いときには30分おきや1時間おきなど、こまめに休憩をとることが必要です。熱中症計等を使用すると、客観的に熱中症の危険性を把握することができ、休憩の目安にもなります。
- 3 シャベルを使った作業や草刈りなどは、身体作業強度が非常に高いため、熱中症を発症する危険性も高まります。高温多湿の日や照り返しの強い日は、可能な限り作業を避けるようにしてください。
- 4 のどの渇きを感じる前に水分をこまめに摂取し、汗で失われた水分を十分に補給してください。大量の発汗がある場合は水分だけでなく、スポーツ飲料などの塩分濃度0.1~0.2%程度の水分摂取をするようにしてください。

- 5 帽子の着用や汗を発散しやすい服装をしてください。吸汗・速乾素材の衣服や換気可能な衣服(ファンが付いているものもあります)の利用も検討してください。作業着が長袖の場合が多いですが、休憩時には脱ぐことも効果があります。
- 6 作業場所には日よけを設ける等、できるだけ日陰で作業をするようにしてください。
- 7 屋内では遮光や断熱材の施工等により、作業施設内の温度が著しく上がらないようにするとともに、風通しをよくし、室内の換気に努めてください。スポットクーラーや送風機の利用も効果があります。ハウス等の施設内では、気温や湿度が著しく高くなりやすいので、特に気を付けてください。
- 8 作業施設内に熱源がある場合には、熱源と作業者との間隔を空けるか断熱材で隔離し、加熱された空気は屋外に排気するようにしてください。
- 9 台風等の発生や作物の生育状態によって、暑いときでも作業を進めなければいけないことがあります。そのような場合には、特に体調の変化等に気を付けてください。
- 10 1人で作業中に熱中症になると、助けてくれる人がいないため重症化する可能性があります。作業はできる限り2人以上で行うとともに、万が一に備える観点からも携帯電話を必ず身につけて置くようにしてください。また、緊急連絡先も登録しておいてください。

農業青年の出会い 支援イベントの参加者募集

吾妻郡内農業青年との出会い支援

イベント「吾妻赤い糸プロジェクト2015」の参加者を募集します。

●日時 9月26日

(土)午前10時30分から午後4時

●内容 婚活コンサルプロデュースゲーム、BBQ

●場所 あづま森林公園キャンプ場

(吾妻郡東吾妻町岡崎2094-2)

●募集対象 男女ともに20歳以上45歳以下の

独身者

男性は吾妻郡在住農業青年

●定員 男女共15人(先着順)

●費用 男性3,000円、女性3,000円

●申込期限 8月28日(金)

●申込方法 電話、ファックスまたはEメール

お問い合わせを頂いた方に申し込み様式を返送します。

●申し込み・問い合わせ

群馬県吾妻農業事務所普及指導課あがつま出会いプロジェクト担当

電話 0279・75・2364

FAX 0279・75・9850

mail: aganou-fukyuu@pref.gunma.lg.jp



商工会職員

(①経営指導員研修生・②事務職) 採用資格試験実施のお知らせ

- 1. 申込期間** 平成27年9月4日(金)～9月24日(木)
- 2. 採用人数** ①経営指導員研修生：若干名
②事務職：若干名
- 3. 試験日程** ①経営指導員研修生 ②事務職
第1次試験(職場適応性試験・教養試験・小論文・専門的知識)
日時：平成27年10月18日(日)
午前9時から午後3時20分(予定)
場所：群馬県商工会連合会
(前橋市関根町三丁目8番地の1)
※但し、事務職の試験に専門的知識はありません。
第2次試験(面接試験・グループディスカッション等)
※第1次試験合格者に対して実施
日時：平成27年11月17日(火)
場所：群馬県商工会連合会
(前橋市関根町三丁目8番地の1)
- 4. 採用予定年月日** 平成28年4月1日(合格者の中から順次採用し、県内各地の商工会に配属します。)
- 5. 受験資格**
①経営指導員研修生
昭和62年4月2日以後に生まれた方で、大学を卒業した方、または高校・短大等を卒業し、所定の経験等を有する方、来春大学卒業見込者。
②事務職
高校卒業以上、簿記3級以上の資格所有者で、本会の書類選考に合格した方。
- 6. その他**
詳しくは、群馬県商工会連合会のホームページでご確認いただくか、群馬県商工会連合会職員課(☎027-231-9779)にお問い合わせください。
URL <http://www.gcis.or.jp>

警察官B等採用試験の実施について

- 採用予定日
平成28年4月1日
- 対象
昭和57年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた人(試験区分、採用予定人員、詳細な受験資格等は試験案内をご覧ください)
- 第一次試験日
平成27年9月20日(日)
- 第二次試験日
平成27年10月中旬～下旬
- 第三次試験日
平成27年11月中旬～12月上旬
- 最終合格発表日
平成27年12月25日(金)
- 試験案内配布開始日
平成27年7月3日(金)
- 申込期間
平成27年7月31日(金)～8月14日(金)必着
※電子申請は8月13日(木)申込締切
- 申込方法
郵送又はインターネット(電子申請)
- 申込書配布場所
県内の各警察署・交番・駐在所
- 問い合わせ
吾妻警察署警務課
☎0279-68-0110(内線211・212)
採用フリーダイヤル
0120-449803(群馬県警察本部警務課)

国民年金



20歳になったら必ず国民年金に加入しましょう

日本に住む20歳以上60歳未満の人は、全員が国民年金に加入しなければなりません。学生も、20歳になれば国民年金に加入することになります。

20歳の誕生日を迎えたら、すみやかに市役所・町村役場の国民年金担当係で加入手続きをしてください。

ただし、すでに就職して厚生年金や共済組合に加入している方は、第2号被保険者として国民年金にも加入していただきますので、手続きは不要です。

また、収入が一定額以下の場合には、申請して承認を受けることにより、保険料の納付が免除または猶予される制度があります。学生については学生期間中の保険料の納付が猶予される『**学生納付特例制度**』、学生以外の方については保険料の納付が免除または猶予される『**免除制度**』や『**若年者納付猶予制度**』です。この猶予(免除)を受けている期間中に万が一の事故などで障害を負った場合には、障害基礎年金を受けられることができます。(一部免除の場合には残りの保険料を納めないと未納と同じ扱いになり、障害基礎年金が受けられない場合があります。)

なお、猶予を受けた期間は年金を受けるための資格期間に算入されませんが、老齢基礎年金額には反映しません。満額の老齢基礎年金を受けるためには、

10年以内に保険料を納めること(追納)が必要です。

学生納付特例制度などを申請される方は、市役所・町村役場の国民年金担当係で手続きをしてください。

くわしくは年金事務所にお問い合わせください。

・ 渋川年金事務所 国民年金課(☎0279・22・1607)

「年金情報流出」を口実にした犯罪にご注意ください!

日本年金機構を名乗って口座番号を聞き出そうとする者や、「流出した個人情報」を削除してあげる」と持ちかけてくる者が現れています。

・ 日本年金機構から、この件でお客様に電話やメールで連絡することは、一切ありません。なお、流出が確認された方への新しい基礎年金番号は、郵送でお知らせします。

・ 日本年金機構が、この件でお客様にお金やキャッシュカードを要求することは、一切ありません。

・ 日本年金機構が、この件でお客様にATMの操作をお願いすることは一切ありません。

ご自分の個人情報流出しているのでは?など、ご心配の方は、専用電話窓口またはお近くの年金事務所へご相談ください。

(不正アクセス専用コールセンター)
☎0120・818211(フリーダイヤル)
受付時間 8時30分〜21時

人口と世帯数
(7月1日現在)

人口	3,830人	(- 3)
男	1,887人	(- 2)
女	1,943人	(- 1)
世帯数	1,335世帯	(+ 2)

※()内は、前月との比較



納税等

★印が8月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者	上下水道 使用料
4月			●					
5月		●						●
6月	●							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	★			★	★	★		
9月				●	●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	●	
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●	●	●
1月	●	●		●	●	●	●	●
2月				●	●	●	●	
3月				●	●	●	●	●

税金は 社会を支える あなたの会費